

微生物によるバイオレメディエーション利用指針に基づく適合確認について

令和 4 年 9 月

バイオレメディエーション小委員会

令和 2 年 12 月、経済産業大臣及び環境大臣に対し、株式会社エンバイオ・エンジニアリング（以下「申請者」という。）から、浄化事業計画が微生物によるバイオレメディエーション利用指針（平成 17 年経済産業省・環境省告示第 4 号。以下「利用指針」という。）に適合しているか否かについて確認を求める申請書の提出があった。令和 3 年 2 月 3 日に、産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会バイオ利用評価ワーキンググループ及び中央環境審議会水環境・土壌農薬部会バイオレメディエーション小委員会が合同会合を開催し審議した結果、申請者に追加データの提出及び事業計画書の一部修正を求め、再審議を行うこととなった。

令和 4 年 6 月、申請者から再度申請書の提出があり、同年 7 月 26 日に同合同会合を開催して再審議した結果、申請者に事業計画書の一部修正を求めた上で、利用指針への適合については両委員長の判断に一任することとされた。その後、申請者により必要な計画書の修正が行われ、両委員長より利用指針への適合が判断されたため、申請者に対し同年 9 月に通知した。